

仕 様 書

この仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団(以下「甲」という。)が実施する貨物自動車等の賃借について、受託業者(以下「乙」という。)が行うべき契約の内容と方法を定める。

乙は、この仕様書に基づいて賃貸を実施するものとする。

1 契約の名称

令和8年度貨物自動車等賃貸借契約

2 契約期間

令和8年4月6日から令和9年3月31日までの間

3 契約の内容

(1) 借受車両

- ・月極(一月単位で契約する車両区分): ①1,200cc以上貨物自動車(バンタイプ)
- ・日割(一日単位で契約する車両区分): ②1,200cc以上貨物自動車(バンタイプ)
③5人乗り普通自動車
④ワンボックスバン(荷室長2,500mm以上)

(2) 今年度使用予定台数: 上記(1)の区分に応じ、次の台数

①14台②29台③6台④1台

予定台数は、予算での予想値であって、実際の発生台数を保証するものでない。

(3) 保険補償内容

区 分	保 険 補 償 内 容
対 人	無制限/名(自賠責含む)
対 物	無制限(免責額0円)/事故
車両時価	時価額(免責額0円)/事故
搭 乗 者	死 亡 3,000万円/1名当たり 人身傷害・後遺障害 その程度により3,000万円を限度とする。
以上の補償額	

※乙は、乙指定の保険会社との間で上記自動車損害賠償保険契約を締結するとともに、賃貸借期間中、事故により発生した自動車修理代金債務及び甲がその責に帰すべき事由により第三者に支払うべき損害賠償債務について、その事項に付き、上記補償の限度内で、保険補償を行うこと。

但し、警察の事故証明のない場合は、この保険補償は適用されない。

(4) 賃貸借料

車両の借入に要する一切の費用とする。なお、日割で車両を借入れた場合であって、契約単価に使用日数を乗じた額が、月極の契約単価を上回る場合、月極の契約単価に基づく金額を賃貸借料とする。

(5) 支払い方法等

1カ月ごとの請求払い

(6) ノンオペレーションチャージ

甲は、賃借中の事故により、自動車の修理が必要となった場合、修理期間中の自動車の営業補償の一部として、下記金額を乙に対して支払うものとする。

区 分	甲の負担額
乙が、甲から自動車を返却場所で引取った場合	20,000円
乙が、甲から自動車を返却場所以外で引取った場合	50,000円

(7) 納車(返却)日時及び場所

日時: 納車は、甲が指示する日の午前8時30分まで、返却は甲が指示する日の午後5時以降とすること。

場所: ①(公財)広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室
広島市西区観音新町四丁目 8-49

②(公財)広島県教育事業団事務局(広島県立総合体育館)

広島市中区基町4-1

(8)管理責任

甲の管理責任の始期は、甲が指示する納車日の午前8時30分からとし、終期は、甲が指示する返却日の午後5時までとする。

但し、終期について、甲の指示により午後5時以前又は、午後5時以後に返却(乙による引取り)が行われた場合は、その返却時までとする。

※乙の都合による納車日時以前の納車、返却日時以後の引取りに係る管理責任は、乙に帰属すること。

(9)その他

ア 冬期間においては、甲の指示により、冬用タイヤ、タイヤチェーン等を装着又は装備すること。

イ 乙は、納車の際、あらかじめ燃料を満杯にするとともに、甲は、返却の際、同様に燃料を満杯にすること。

ウ 借受車両①、②の荷室は、後部座席を倒した状態で、普通合板(910×1820×8.5mm程度)が10枚程度積載できること。